

韓国知的財産ニュース 2015 年 6 月後期

(No. 297)

発行年月日：2015 年 7 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 出願書類返還制度、7 月 1 日から施行(2015. 6. 17.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、海外知的財産情報の民間提供を拡大(2015. 6. 16.)
- 2-2 特許庁、2015 年度上半期特許技術賞を授与(2015. 6. 19.)
- 2-3 特許庁、中小企業対象「海外権利化支援事業」を実施(2015. 6. 22.)
- 2-4 特許庁、デザイン国際出願セミナーを開催(2015. 6. 24.)
- 2-5 強い中小企業の育成に向けた知的財産教育を実施(2015. 6. 25)
- 2-6 特許庁、知的財産情報の開放・活用に関する諮問会議を開催(2015. 6. 26)
- 2-7 特許庁、「政策実名制」を実施(2015. 6. 29.)
- 2-8 特許庁、融合研究事業における特許戦略の支援を本格化(2015. 6. 29.)
- 2-9 特許庁、自治体と知的財産政策協議会を開催(2015. 6. 30.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、海外における知財権紛争の実態調査結果を発表(2015. 6. 24)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 海外直接購買の活性化による卸・小売業関連の商標が急増(2015. 6. 22.)

その他一般

- 5-1 LG 電子、ノキアとスマホ関連特許のライセンス契約を締結(2015. 6. 17.)
- 5-2 韓国原子力研究院、特許 28 件を中小企業に譲渡(2015. 6. 18.)
- 5-3 耐震補強技術に関する特許出願が増加傾向(2015. 6. 18.)

➤ 5-4 シェールガス関連技術の特許出願が増加 (2015. 6. 23.)

法律、制度関連

1-1 出願書類返還制度、7月1日から施行

韓国特許庁 (2015. 6. 17.)

特許庁は、政府の国政課題「非正常の正常化」の一環として、出願人の申請により提出された書類を返還する「出願書類等の返還申請に関する告示」を7月1日から施行すると発表した。現在、出願関連書類を提出した後、出願人が自ら申請を取り下げる手続きはない。

* 参考事例

医薬品開発企業 A 社は新たに開発した新薬の特許を出願した。出願過程において特許を B 社に譲渡するため、権利関係変更申告書を提出した。ところが、ある事情によって特許を譲渡する必要がなくなり、特許庁に提出した権利関係変更申告書の返還を要請した。A 社は、権利関係変更申告書がまだ審査をうけていなかったため申請をすれば当然返還を受けられると思った。しかし、現行の制度では返還の根拠がないため返還はできないという返答が返ってきた。結局、当該特許出願は B 社に譲渡された。A 社は、やむを得ず新薬の特許出願を A 社の名義に変えるために B 社の協力を得て再び出願人の名義変更をしなければならなかった。

今回施行される返還制度により、出願人は特許出願時に提出した書類の中で、権利関係変更申告書、代理人に関する申告書、書類提出書、情報提出書、手数料事後減免申請書については特許庁に変換を申請することで返還を受けられるようになる。書類の返還を希望する出願人は特許法施行規則第 8 号書式「書類返還申請書」を特許庁に提出すれば、書類の返還を受けることができる。

ただし、出願人が出願書類の返還を受けるためには、書類に対する方式審査が実施される前までに返還申請をしなければならない。また、今回の返還制度は特許及び実用新案に関する書類に限って適用されるものであって、商標及びデザイン関連書類は除外される。商標及びデザイン関連書類に対する返還制度は、関連法令の改正後施行される。

特許庁のチャン・ワンホ情報顧客支援局長は「今回の告示制定は非正常的な慣行の正

常化という意味を持つ。国民の立場に立って出願人が提出した書類について自ら返還を申請する手続きを整備することで、出願人が費やす時間と費用の削減等、特許行政の利便性向上につながることを期待する」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、海外知的財産情報の民間提供を拡大

韓国特許庁(2015. 6. 16.)

- 特許庁は、特許情報活用サービス (KIPRIS^{Plus}) を通じた海外知的財産情報の民間への公開をさらに拡大する方針だ。
- 特許庁は、今年 6 月、日本、欧州等の知的財産データ 4 種を新たに提供する等、今年だけで計 10 種の海外知的財産データを民間へ公開したと発表した。

<2015 年度に新たに公開された海外データ>

区分	データの内容
日本	日本公報(過去分)*、和英翻訳辞典*、特許和文抄録*、 日本分類情報*、日本整理標準化データ
メキシコ	メキシコ特許公開公報、メキシコ商標公報、 メキシコ特許・実用新案・デザイン登録公報
欧州	PATSTAT (Patent Statistical Database)
フィリピン	フィリピン特許公報

* 2015 年 6 月に新たに提供されたデータ (4 種)

- 最近、韓国企業の海外進出に伴って進出先の知的財産関連情報へのニーズが増えており、IP 情報サービス産業を育成する上でも海外知的財産データの確保が重要となっている。
- こうしたことから特許庁は、海外の特許庁との協力を通じて海外知的財産データの相互交換及び民間への公開を進めてきており、7 カ国のデータを民間に提供している。

- 今年新たに提供されたデータは、日本の知財権データ 5 種、メキシコ 3 種、欧州 1 種、フィリピン 1 種の計 10 種となる。
 - その中でも日本の「整理標準化データ」は、出願から登録、審判、引用に渡って日本特許情報のライフスタイルを把握することが可能なため、日本特許分析や紛争予防等の分野で基礎資料として活用することができる。
 - また、欧州の特許統計データベース (PATSTAT) は、世界 180 カ国の 8 千件以上の特許に対する統計分析データであり、研究所や公的機関が世界各国の特許について統計や動向を分析する際に活用できるとみられる。
- 特許庁は、今年中に 7 種以上の海外データを新たに確保して民間へ提供するほか、企業のニーズを調査・反映して活用度の高い海外知的財産データを優先して普及させていく計画だ。
 - 特許庁のチャン・ワンホ情報顧客支援局長は「海外知的財産データは企業の新製品開発や海外出願、知財権紛争の予防等、多様な用途に活用できる。これからも韓国 IP 情報サービス企業の競争力強化に向け、民間への情報提供を拡大していく方針だ」と述べた。

2-2 特許庁、2015 年度上半期特許技術賞を授与

韓国特許庁(2015. 6. 19.)

特許庁は、6 月 18 日午後 2 時、韓国知識財産センターにて開かれた 2015 年度上半期特許技術賞の授賞式で、マグナチップ半導体のユ・ユシン、オ・ボソク研究院が共同で発明した「半導体素子及びその製造方法」を榮譽の世宗大王賞に選定し、発明者には 700 万ウォンの賞金を授与した。

同技術は携帯電話や TV 等のディスプレイの駆動回路に使用される中核技術であり、駆動電流と降伏電圧を維持しながら集積度を大幅向上させることで、従来の技術に比べチップの大きさは 50%、性能は 10 倍を実現させた革新的発明と評価された。

マグナチップ半導体は同技術を適用した小型ディスプレイ、アモレッドモバイルフォン製品で、昨年だけで 1,000 ドル以上の売上を記録しており、今後 TV やモニター等の大

型ディスプレイ分野への拡大が見込まれる。

忠武公賞には、(株)セルバイオテックのチョン・ミョンジュン代表が発明した「多重コーティング層を持つ乳酸菌及びその製造方法」が選ばれた。多重コーティング技術を利用して乳酸菌を腸まで安全に到達させ、体内で安定的に維持させる技術である。この技術を利用した乳酸菌製品は、乳酸菌の本場であるデンマークを始めとする欧州及びアジア市場で大ヒットし、昨年 404 億ウォンの売上を出した。

池錫永賞には、(株)コムエクサアイのアン・チャンフン代表が発明した「USB ポートロック装置」が選ばれた。USB ポートを物理的にロック・解除しデータの流出を根本的に防止する装置であり、セキュリティの重要性が増している今日、注目すべき技術だ。

もう一つの池錫永賞には、ジョイシアジンジのビョン・ドンホ代表が発明した「芝の新品種、眞芝 (Gin gi)」は緑葉期間が長い上、3cm 以上は伸びないという長点を持つ。芝刈りが要らない新品種として芝の市場に活力を与えるものと期待される。

デザイン部門の丁若鏞賞には、(株)ミロのソ・ドンジン代表がデザインした「加湿器」が選定された。これまで細菌の温床だった水箱をなくして水に浮かばせた構造となり、各部品の分離や組立も容易になった。人体への有害性が指摘されていた殺菌剤を使用せず、誰でも簡単に洗浄することができることや流線形の外観という面で好評を得た。

今年上半期特許技術賞は3月4日から4月3日までの間、計 160 件の受付が寄せられ、平均 17.8 対 1 の高い競争率となった。

特許技術賞の受賞者には賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加機会を与える。また、受賞者には特許技術賞の受賞マークも提供し、受賞した発明の事業化のためのマーケティングをサポートする予定だ。

2-3 特許庁、中小企業対象「海外権利化支援事業」を実施

韓国特許庁(2015. 6. 22.)

特許庁は、中小企業のグローバル競争力を強化し、海外進出を促進すべく、韓国振興会と連携して「2015 年度海外権利化支援事業」を実施すると発表した。

海外権利化支援事業は中小企業が特許、実用新案、商標、デザインの外国出願をする

場合、それにかかる出願料、翻訳料、審査委請求料、代理人費用等の一部を支援する事業だ。

今回の支援事業の予算規模は合計 8 億ウォンで、2015 年 1 月 1 日以降の出願又は出願予定の件が支援対象となる。PCT 出願の国際段階は 300 万ウォンまで、PCT 出願の国内段階及び特許の個別出願は 700 万ウォンまで、商標出願(マドリッド国際出願、個別出願)は 250 万ウォンまで、デザイン出願(ハーグ国際出願、個別出願)は 280 万ウォンまで支援可能で、最大の支援限度は 1 社当たり 1,400 万ウォンとなる。

同事業への参加を希望する中小企業は、韓国発明振興会のホームページ(<http://www.kipa.org>)や海外権利化支援事業のホームページ(<http://pct.ripc.org>)にて 2015 年 6 月 22 日から申し込むことができる。

特許庁の関係者は「韓国の中小企業に対する外国企業のけん制がさらに激しくなる中、輸出する前に進出先における知的財産権を予め確保することは中小企業にとって必ず必要な戦略だ」と述べた。

2-4 特許庁、デザイン国際出願セミナーを開催

韓国特許庁(2015. 6. 24.)

韓国特許庁は、WIPO と共同で 6 月 26 日、韓国科学技術会館にてデザイン国際出願(ハーグ)セミナーを開催すると発表した。

今回のセミナーは、去年 7 月 1 日から施行中のデザイン国際出願制度の成果を振り返るとともに、韓国企業の外国でのデザイン権確保を支援するために開催される。

同セミナーでは、国際デザイン出願制度を活発に利用している企業の実務経験が紹介される他、WIPO や日本特許庁の専門家から「韓国企業が外国でデザイン権を獲得するために必ず知っておくべきこと*」について詳しい情報が提供される予定だ。

*国際事務局審査手続き、日本指定時留意事項、韓国特許庁の審査経験、企業の利用事例等

一方、デザイン国際出願制度とは、外国でデザイン権を登録する場合、各国ごとに直接出願をするのではなく、一つの出願書で複数の国にデザインを出願・登録することができる制度だ。従来は、新規性等の登録要件を審査しない英国、フランス、ドイツ等の欧

州国を中心に施行されていたが、去年7月1日から実体審査をする主要国の中で韓国が初めて導入し、これをきっかけに今年5月13日に米国と日本が加入することでデザイン国際出願制度の実効性が大きく向上した。

特許庁は、弁理士や弁護士等、知財権関連業務の従事者だけでなく、デザインの外国出願を希望するデザイナーや学生、中小企業等、デザイン権に興味のある人なら誰でも特許庁のホームページにて無料で参加を申し込むことができるようにした。また、セミナー当日には、デザイン国際出願に対する様々な意見を聴取し、質疑応答の時間を設け参加者の質問に応える予定だ。

チェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回のセミナーは、国際デザイン出願制度の定着に向け韓国特許庁(KIPO)と世界知的所有権機関(WIPO)、日本特許庁(JPO)等が積極的に協力した結果だ。特許庁は今後、多様な国際出願情報や各国の審査事例等を提供し、韓国企業が外国で迅速且つ容易にデザイン権を確保できるようサポートしていきたい」と述べた。

2-5 強い中小企業の育成に向けた知的財産教育を実施

韓国特許庁(2015.6.25.)

特許庁の国際知識財産研究院は、中小企業の知的財産に係る能力の強化に向け、7月～8月にかけて中小企業向けの知的財産教育課程を新設・運営する。

これは去年10月、中小企業庁と締結した「中小企業を対象とする知財権教育支援に向けた業務協約」の主要内容を実行するもので、「革新型中小企業向け教育課程」と「中小企業IPリーダー向け教育課程」が開かれる。

「革新型中小企業向け教育課程」は、技術革新型中小企業(INNOBIZ)及び経営革新型中小企業(MAINBIZ)の社員を対象に7月23～24日の両日間、実施される。

中小企業の知的財産権の創出・管理に関わる能力の強化に向け、市場分析や知財権中心経営戦略、先行技術調査方法、出願・審査手続・紛争への対応等の内容について、機械・化学・電気(通信)の業種分野別に特化した教育を行う。

「中小企業IPリーダー向け教育課程」は、中小企業のR&D担当者等を対象に8月24～25の両日間実施される。

中小企業の R&D 結果物を知的財産権につなげられる中核人材の育成を目指し、発明と特許、特許明細書の作成方法、出願・審査手続への対応、特許活用方法等の内容について、実習中心の教育が行われる。

特に、今般の教育は、中小企業庁の中小企業経営革新マイレージ制度の対象となるもので、教育履修実績(参加人数、時間)等がマイレージに換算・積み立てられ、R&D や政策資金、輸出支援等、中小企業庁の支援事業選定時に加算点として活用することができる。

社員の教育参加を希望する企業は、「革新型中小企業向け教育課程」は 6 月 29 日から 7 月 3 日まで、「中小企業 IP リーダー向け教育課程」は 8 月 3 日から 7 日まで、国際知識財産研修院のホームページにて参加を申込みことができる。

ビョン・フンソク国際知識財産研修院長は「中小企業を対象とする今回の教育を通じて中小企業の R&D・知的財産に関わる力が向上し、強い知的財産創出型中小企業になることを期待する」と述べた。

2-6 特許庁、知的財産情報の開放・活用に関する諮問会議を開催

韓国特許庁(2015. 6. 26.)

韓国特許庁は、知的財産情報の開放・活用政策の決定過程に知的財産情報サービス企業や最終需要者の要求を反映するために、6 月 26 日、韓国特許情報院にて、特許庁のイ・ジュンソク次長の主宰の下、民間企業や研究機関、弁理業界等、各界の専門家が参加する 2015 年度第 1 回の「知的財産情報の開放・活用に関する諮問会議」を開催する。

今回の会議では、誰でも知的財産情報へ簡単にアクセスし、利用することができる「知的財産情報の開放政策及びサービス産業の活性化対策」について現場の声を聞く計画だ。また、特許庁から提供された知的財産情報データを活用して製品を発売した民間企業の成功事例も紹介される。

特許庁は現在、産業財産権公報を通じて、知的財産権の出願から消滅に至るまでの法的状態に関する情報等、国内の 32 の知的財産情報のデータを提供している一方で、国内企業から海外知的財産に関する情報提供のニーズが増えていることから、米国や日本、中国、メキシコ等、主要 7 国における知的財産情報も提供している。

特許庁は、諮問会議を通じて知的財産情報の開放及び活用の促進に関する現場の声を聞く一方で、民間部門における高付加価値の収益創出を目標に特許庁の知的財産データを開放・提供し、知的財産情報サービス市場の活性化に向けた様々な努力を行う計画だ。

2-7 特許庁、「政策実名制」を実施

韓国特許庁(2015. 6. 29.)

韓国特許庁は「2015 年度政策実名制の審議委員会」の決定を経て、58 の事業について担当者の実名を公開し、国民の意見を聴取すると発表した。

政策実名制とは、政策の透明性・責任性の向上を目指し、主要政策の決定や進行過程に係わった関係者の所属・役職・氏名を国民に公開する制度だ。

特許庁は、庁の主な業務である知的財産権の審査・審判に関する通知書と決定書を審査官・審判官の名義で発送してきており、2013 年からは政府 3.0 の趣旨により、政策実名制の審議委員会で決定された主要事業についても特許庁のホームページにて実名を公開してきた。

*政府 3.0：開放・共有・疎通・協力という 4 大原則に基づき、政策の全過程において国民の参加を促し、国民の立場に立って政策を策定する政府革新努力

今回の委員会で議論された主要事業は ▲主な国政懸案(政府 3.0、経済革新 3 カ年計画等)に関する事項 ▲巨額の予算が投入される事業 ▲一定規模以上の研究の請負 ▲法令又は自治法規の訂正・改正及び廃止等だ。

特に今年は、政策実名制の拡大に向け委員会内の外部委員の割合を 50%以上高め、その結果、去年(44 の事業)を上回る 58 の事業が実名制対象の主要事業に選定された。

また特許庁は、国民からの政策的提案や事業改善事項等を受け付ける意見聴取窓口として政策実名制を活用する計画だ。

特許庁の企画調整官は「主要政策の決定及び執行に係わった関係者の氏名や事業履歴を国民に公開することで、国民とのコミュニケーションを中核と位置付けている政府 3.0 の価値を実現し、政策執行の透明性の向上を図る方針だ」と述べた。

2015 年度政策実名制の対象となる事業は、特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)の「政府 3.0 情報公開」から確認することができる。

2-8 特許庁、融合研究事業における特許戦略の支援を本格化

韓国特許庁(2015. 6. 29.)

韓国特許庁と国家科学技術研究会は「融合研究事業」の成果の拡大及び事業化に向け、融合技術 R&D の全過程における特許戦略を共同で支援すると発表した。

最近、技術間融合の動きや新しい成長エンジンの発掘に向けた融合技術の開発が加速している。これを受け、政府出捐研究機関を総括する研究会も「融合研究事業」を進めている。特に、国・社会及び産業界における懸案の解決技術を開発する融合研究団は、最長 6 年間、年に約 100 億ウォンの支援が受けられる大型 R&D であり、2014 年に 2 つの研究団が立ち上げられ、2017 年まで 20 規模に拡大される予定だ。

国を上げて取り組む大型 R&D プロジェクトを成功させるために、特許庁の「特許戦略支援事業」と連携させる案が今年 3 月から議論されており、実務準備を終えた今月、計 31 億ウォン(特許庁 11 億ウォン、研究会 20 億ウォン)規模で本格開始される。特許は、世界中の最新技術を記録した技術文書であり、事業化に欠かせない独占権であるため、融合研究過程において戦略的に活用する必要があるからだ。

まず、融合研究課題の企画段階から先行研究と差別化を図れるよう、特許動向調査を支援する。同調査は 2015 年度新規課題として企画中の 32 の候補課題に対し 7 月～8 月に行われる予定だ。

また、研究を行う段階においては R&D の方向設定及びオリジナル・中核特許の確保に向けた特許戦略の構築を支援する。2014 年に選定された 5 つの研究団・課題に対する特許戦略支援を今月開始し、2015 年に選定される予定の 11 研究団・課題に対しても今年下半期から順次、支援を開始する。

これに加えて、研究団の選定では脱落したものの、未来技術先取りや事業化の可能性の高い 10 の課題については、オリジナル・中核特許の先取りや後続の研究が円滑に進められるよう、研究会が自主的にサポートする予定だ。

研究会のユン・ソクジン融合研究本部長は「融合研究の初期段階から体系的な特許確

保戦略を構築して研究開発に取り組み、事業化までにつなげることが重要だ。特許庁との協力がこの事業を成功させる上で大きく貢献すると思う」と述べた。

また、特許庁のクォン・ヒョクジュン産業財産政策局長は「事業化成功のカギとなるのは、優れた知財権の確保だ。融合研究事業を始めとする政府 R&D において優れた特許を確保し事業化できるよう、特許庁からの支援を拡大していく」と強調した。

特許庁と研究会は、今後も融合研究事業の成果拡大に向け、業務協約(MOU)の締結や成果分析、支援範囲の拡大等、協力を強化していく方針だ。

2-9 特許庁、自治体と知的財産政策協議会を開催

韓国特許庁(2015. 6. 30.)

韓国特許庁は、6月30日、大田庁舎にて17の広域自治体と共同で「知的財産政策協議会」を開催する。

「知的財産政策協議会」は中央政府と地方政府との間で知的財産政策を共有し、協力体制を構築するために2013年に発足した協議会であり、今回で5回目を迎える。

今回の「知的財産政策協議会」では「地域知的財産センターの発展策」と「知的財産力量診断結果」について議論が行われる予定だ。

まず、地域知的財産センターの発展策については、10年間の運営成果への評価を基に、センターの運営体系の改善と地域の知的財産ハブ(IP HUB)としての役割強化等に関する自治体の意見を聴取する。

また、17の広域地方自治体を対象に行った、知的財産の投入・インフラ・活動・成果部門における力量診断の結果を自治体と共有し、これを活用した政策の策定方向についても話し合う予定だ。

特許庁と自治体はこれまで、知的財産政策協議会を通じて、地域のR&Dを効率的に進めるための特許動向調査を拡大して実施するとともに、クリエイティブなアイデアを掘り出して起業につなげる「IP創造ゾーン(zone)」を江原、大邱、光州、釜山に設置し運営してきた。その他にも、知的財産の創出強化に向け各地域の事情を踏まえた事業を発掘する等の成果を上げてきた。

チェ・ドンギョ特許庁長は「今後も知的財産政策協議会を」定期的に開いて特許庁と自治体間の協力関係を強化し、各地域の知的財産政策の策定・実行をサポートすることで地域における知的財産の競争力を高めていきたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特許庁、海外における知財権紛争の実態調査結果を発表

韓国特許庁(2015.6.24.)

特許庁は、輸出企業が海外で巻き込まれる知財権紛争の現況を把握するために実施した海外における知財権紛争の実態調査(調査機関：2014年10月～2015年4月)の結果を発表した。

今回の実態調査(韓国知識財産研究院が遂行)は、知財権を有している輸出企業12,000社を対象に1次電話調査を実施し、その中で知財権紛争経験のある101社に対して2次アンケート調査を行うことで紛争に関する細部実態を調査した。

*アンケート調査に回答した101社は、中小企業56.4%、中堅企業21.8%、ベンチャー企業14.9%、大企業6.9%で構成

①輸出企業の海外知財権紛争の36%が中国で発生

調査結果によると、輸出企業の知財権紛争が最も多く発生した国は中国だった。調査対象企業101社が経験した全体の知財権紛争件数は235件(被侵害紛争¹⁾131件、侵害紛争²⁾104件)だが、このうち86件(36.3%)が中国で起きており、米国では59件、欧州で31件、日本で21件が発生した。

中国で起きた知財権紛争を権利類型別にみると商標権紛争*が65件で最多となっており、中国における商標権紛争への対応が急がれる。これは、韓国企業による中国進出の拡大に伴い、中国企業の模倣品が増加した結果だとみられる。

*中国で発生した知財権の権利類型別紛争件数：特許10件、実用新案1件、
商標65件、デザイン10件

輸出企業は海外における知財権被侵害に対応するために、抗議状・警告状の発送(62.7%)、訴訟の提起(35.8%)等を活用していると回答した。特に中国においては、行政措置を通じて対応すると答えた割合も 39.8%に上った。中国の場合、各自治体に知財権侵害物品に対して行政取締りを行う機関(工商行政管理局)が別途にあるためだと推定される。

②米国では、パテントトロールによる知財権紛争が 30%を超え

韓国企業が外国企業の知財権を侵害して発生した紛争の 51.9%は米国で起きており、特許紛争(68.3%)が多くを占めている。企業類型別にみると中小企業が 57.7%を占めており、業種別では電気電子、機械、化学の順となっている。

[国別] 知財権侵害紛争件数:米国 54 件、欧州 23 件、日本 16 件、中国 7 件、その他 4 件
[知財権類型別] 知財権侵害紛争件数:特許 71 件、実用新案 1 件、商標 28 件、デザイン 4 件
[企業類型別] 知財権侵害紛争件数:大企業 5 件、中堅 28 件、中小 60 件、ベンチャー11 件
[業種別] 知財権侵害紛争件数:電気電子 35 件、機械 24 件、化学 20 件、その他 25 件

特に米国では、パテントトロール³⁾によって提起される紛争の割合が 31.6%と高いため、これへの対応が求められる状況だ。また、米国における知財権訴訟費用の平均額は 1 億 1 千 6 百万ウォンに上っており、知財権紛争訴訟保険⁴⁾等を利用した事前の対応もさらに強化しなければならない。

③中小・ベンチャー企業の海外知財権紛争への対応は依然として脆弱

一方、紛争を経験した 101 社の中で、中小・ベンチャー企業の割合は 81.3%と非常に高くなっており、知財権紛争による中小・ベンチャー企業の困難が大きいことがうかがえる。

*中小企業 56.4%、ベンチャー企業 14.9%、中堅企業 21.8%、大企業 6.9%

中小・ベンチャー企業の場合、大企業・中堅企業に比べ知財権担当部署を設けている割合が低い上、知財権業務の担当者数*も少ないため、知財権紛争への対応力強化に向けた政府支援がさらに強化されなければならないと思われる。

* 大企業 57.1%、中堅企業 50%、中小企業 26.3%、ベンチャー企業 20.0%

* 大企業 2.7 人、中堅企業 2.6 人、中小企業 1.8 人、ベンチャー企業 1.5 人

④海外展示会等、輸出過程における知財権紛争も相当

海外の展示会で発生する知財権紛争も相当あることが分かった。知財権侵害紛争を経験した 67 社のうち、約 10%に当たる企業が展示会紛争を経験したという。展示会紛争は欧州で 57.1%、中国で 42.9%が発生しており、欧州と中国で開催される展示会に参加する際には事前に知財権紛争に備える必要性が高まっている。

また、輸出交渉過程において特許保証⁵⁾を要求されるケースも多いことが明らかになった。調査対象 101 社のうち 15.8%は特許保証を要求された経験があり、14.9%は特許を侵害しているか否かを証明するよう求められた経験があると応えた。

特許保証契約の内容も韓国企業にとって負担となるケースが多く、これに対するコンサルティング支援の強化が必要になる。特許に関わる損害をすべて補償しなければならないケースが 56.3%と、製品の販売額内で補償することになっている場合(43.8%)より高かった。特にベンチャー企業の場合は、特許保証の要求をそのまま飲み込んだケースが 66.7%と、交渉を通じて調整したケース(33.3%)を上回った。

⑤ 韓国政府、知財権紛争対応の支援策をさらに強化

特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「海外での知財権紛争に悩まされている韓国企業が増えている中、中小・ベンチャー企業を中心に、IP-DESK を通じた海外現場支援、知財権紛争コンサルティング、知財権訴訟保険支援等の企業支援策を強化していく方針だ」と述べた。

-
- 1) 外国企業が韓国企業の知財権を侵害することで発生する紛争
 - 2) 韓国企業が外国企業の知財権を侵害することで発生する紛争
 - 3) 特許技術を利用して商品の製造や販売、サービスの供給はせずに、特許を実施する者等に対する特許権の行使を通じて収益を創出することを事業活動とする事業者
 - 4) 知財権訴訟にかかる費用を保障する保険であり、特許庁が中堅・中小企業を対象に保険料の一部を支援
 - 5) 納品する製品に適用された特許が他の特許を侵害する等、特許に関わる損害について納品した企業が負担することにする契約
 - 6) 海外進出した韓国企業の知財権紛争の解決を目的に運営する支援センター。中国、タイ、ベトナム、米国、ドイツ、日本等に設置

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 海外直接購買の活性化による卸・小売業関連の商標が急増

韓国特許庁(2015. 6. 22)

スマートフォンやインターネットを通じて商品を購入する電子商取引の活性化に伴い、卸・小売業関連の商標登録が大幅に増えている。

特許庁によると、2015年5月時点で特許庁に登録された卸・小売業関連の商標は74,000に及んでおり、昨年には10,544件が登録され、2010年(3,817件)に比べ2.8倍の大幅増加となった。

インターネットが普及する前までは、手頃な価格で良質な商品を購入するために、街頭の店や大型ショッピングモール、百貨店等に直接足を運んで回らなければならなかったが、いつでもどこでも容易に買い物できる電子商取引が活性化し、これに伴って卸・小売業関連の商標が急増したもの考えられる。

米韓 FTA や EU・韓国 FTA 締結国の拡大による貿易増加及び貿易規模の拡大に加え、米国のアマゾンや中国のアリババのような海外ネットショップでの海外通販の増加等により、2010年以降、外国による卸・小売業関連の商標登録も大きく増加している。

過去5年間(2010～2015年5月)、韓国に登録された卸・小売業関連の商標登録現況を国家別にみると、全体41,811件のうち、韓国は36,743件(87.9%)、外国の中では▲1位、米国(1,223件、2.9%)、▲2位、日本(1,018件、2.4%)となっている。中国は261件(0.6%)で6位となったが、第2の経済大国(G2)としての台頭や韓流ブームに支えられ、毎年増加し続けている。

業種別にみると、▲1位、衣服関連(14,474件)、▲2位、靴・財布類関連(12,694件)、▲3位、靴・傘類関連(12,467件)の順となる。

一方、韓国に登録された主要国による卸・小売業関連商標の登録現況をみると、▲米国、電気音響・通信・照明器具関連(99件)、▲日本、靴・財布類関連(139件)、▲中国、時計関連(23件)だった。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今後、電子貨幣等の利用増加やフ

インテク技術の発展による電子商取引市場の拡大で、卸・小売業の商標登録が増え、一般諸費者にとっても買い物がより容易になると思う」と述べた。また「購入手段の多様化に伴いそれに係る消費者の被害が発生しかねないので、商標登録されており、信頼できる業者を利用しなければならない」と指摘した。

その他一般

5-1 LG 電子、ノキアとスマホ関連特許のライセンス契約を締結

電子新聞(2015. 6. 17.)

LG 電子は 16 日、ノキアとスマートフォン関連特許のライセンス契約を締結したと発表した。LG 電子がロイヤルティーを支払ってノキアの特許を使うのが本契約の主な内容だ。両社は、LG 電子がライセンスを受けるノキアの特許について具体的な説明はしなかった。ただ、今後 1~2 年間にかけて交渉を行い、ロイヤルティーの金額を確定するとしている。

一部では、LG 電子が標準特許 354 を始め、ノキアが保有するスマートフォン関連特許のほとんどに対してライセンス契約を締結したとみている。今後のスマートフォン開発において、ノキアの特許との紛争だけは避けたい狙いがあるものと考えられる。

ノキアは 2G、3G、4G に関する特許を約 3 万件保有している。

通信・製造業界は、ノキアが持っている特許をどのように活用するかについて大きな関心を持っている。ノキアは保有特許を活用して収益の拡大を狙う「パテントトロール」ではないことを公に強調し続けてきた。しかし、数万件以上の特許を持っているノキアが、スマートフォン市場において依然として影響力を及ぼしていることが今回の契約で改めて確認された。

アン・ホチョン記者 hcan@etnews.com

5-2 韓国原子力研究院、特許 28 件を中小企業に譲渡

デジタルタイムズ(2015. 6. 18.)

韓国原子力研究院は6月18日、同院が有している28件の特許をグリーンピア技術等、中小企業10社に無償又は低価格で譲渡する契約を締結したと発表した。

この日譲渡された特許は、研究用原子炉の高速中性子調査装置、放射線とヒトゲの粉末を利用した下水汚泥の脱水方法、放射線を利用した高分子材料の生体分子パターン形成方法等、28件に上る。

譲渡を受けた企業は、当該技術を直接活用、又は新たな商用化に向けた技術開発を通じて事業化に乗り出す計画だ。

韓国原子力研究院は、これらの企業による特許技術の活用を持続的にモニタリングするとともに技術事業化や問題のある技術の解決においても積極的にサポートする方針だ。

キム・ジョンキョン院長は「政府出捐研究機関(以下、出捐研とする)の研究開発の結果物である特許技術を中小企業に低価格又は無償で譲渡することで中小企業の競争力強化に貢献できる、出捐研と中小企業間での共生協力モデルを構築していきたい」と述べた。

イ・ジュンギ記者 bongchu@dt.co.kr

5-3 耐震補強技術に関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2015.6.18.)

ネパールで8千人以上の命を奪った震度7.8の強震が発生した後、被害のほとんどが耐震設計されていない老朽化した建物で発生したことが明らかになり、従来の建築物の耐震性能を高める技術への関心が高まっている。

特許庁によると「耐震関連特許の出願件数」は2005年～2009年の5年間で280件だったが、2010年～2014年のこの5年間は487件に増加した。中でも、従来の建物の耐震性能を向上させる「耐震補強技術」は2005年～2009年の70件から2010年～2014年には287件に急増した。

建築物の耐震設計基準に関する法令は1988年に初めて導入され、6階建て以上又は延べ面積10万m²以上の建築物に限って耐震設計が義務付けられたが、2005年になって

3 階建て以上又は延べ面積 1 千 m² 以上の建築物にその基準が変わった。

耐震関連規定が適用される前に建てられた建物の場合、耐震設計もされていない上に老朽化も進んでおり、地震に対する脆弱性の増加という問題がある。

こうしたことから政府は、耐震関連規定を適用されない建物について 2011 年に「従来の公共施設に対する耐震補強基本計画」を策定し進めているが、従来の公共施設の耐震率は 40% に止まっているのが現状だ。

その中でも、特に学校施設の耐震率は 22% に止まっており、耐震補強に対する持続的な関心が求められる。

地震に対する抵抗力を強化させる耐震補強技術には、柱と梁の接合部を増加させることで建物の強度を高める強度増進型工法、柱と梁に鋼板や炭素繊維シートを貼り付けて建物の急な崩壊を防止する軟性増進型工法、振動エネルギーを吸収するダンパーシステムを設置して建物に働く地震荷重を減らすエネルギー消散型工法がある。

最近では (2010～2014 年)、エネルギー消散型工法が耐震補強技術の特許出願全体の 50% を占めているが、これは同分野において従来の技術を改善して耐震性能を向上させる改良発明の出願が活発になっているからと考えられる。

特許庁の関係者は「韓国でも 2000 年代に入って震度 5 以上の地震が 3 回も発生していることを考えると、韓国に地震による被害は生じないとは言い切れない。学校を初めとする公共施設に対し、早期に耐震補強を進めることで万が一の事態に備えると同時に、より効果的な耐震補強技術の開発を急がなければならない」と述べた。

5-4 シェールガス関連技術の特許出願が増加

韓国特許庁 (2015. 6. 23.)

最近、原油価格の低下をもたらしたシェールガス関連の技術が着実に発展していることが伝えられ、今後、世界エネルギー市場に及ぼす影響が改めて注目されている。

特許庁によると、シェールガスの掘削に関する PCT 出願 (公開日基準) は、2010 年の 1,566 件から 2014 年の 2,956 件へと、ここ 5 年間年平均 17.6% 増加した。2015 年 5 月時点で公開された件数も 1,335 件に上っており、このような増加傾向はさらに続くとも

られる。

これらの出願のほとんどは、いわゆる「シェールガス革命」を引き起こした米国企業が主導しており、ハリバートン(1,593件、13.4%)、ベーカーヒューズ(1,452件、12.2%)、シュラムバーガー(1,118件、9.4%)等が主な出願人である。韓国には関連産業があまりないため、同期間、韓国人による出願は計85件(0.7%)に止まっている。

主な技術分野としては、水圧破砕及び水処理(2,655件、22.4%)に関する出願が最多となり、ドリルビット及びドリルリング(2,042件、17.2%)、データ処理及び制御(1,419件、12%)、水平及び傾斜掘削(1,137件、9.6%)、地質探査(1,060件、8.9%)関連の出願が後を継いだ。

同分野における PCT 出願の増加に伴い、韓国特許庁に依頼される国際調査*も毎年増加していることが分かった。ここ5年間、同分野の国際調査件数は2010年の580件から2014年の1,472件へと、年平均27%増加しており、これを同期間の公開件数と単純比較すると、同分野の出願全体の約44%が韓国の特許庁に調査依頼されていることになる。

特許審査企画局のキム・ヨンホ局長は「ますます増える世界的ニーズに応え、今年初め頃国際特許出願審査2チームを新設する等、審査人員を補強する他、韓国においては馴染みの薄い掘削分野の専門性向上を目指して新技術教育等に取り組んでいる。今後、世界的に信頼される審査サービスを提供するために最善を尽くしたい」と述べた。

*国際調査：当該出願の先行技術の有無等を調査するもので、出願人は PCT 出願時に国際調査機関を一カ所(現在、韓国、米国、日本等20カ所の機関がある)選択しなければならない。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム